

別紙 1

託送供給約款の申請概要

1. 新たな省令に基づく託送料金の算定

託送料金については、新たな省令^{※1}に従い、平成 29 年度から平成 31 年度の 3 年間を原価算定期間とした託送料金原価に基づき算定しています。

その結果、本日申請した託送料金の 1 立方メートル当たりの平均単価は、22.17 円となっています。

＜託送料金 1m³ 当たりの平均単価（税抜・円/m³（45MJ/m³ 換算））＞

料金種別 （ ）は主な対象需要家	申請料金 (A)	現行料金 (B)	差 (A-B)
託送Ⅰ種（年間～3 千 m ³ ）	68.26	56.00 ^{※2}	—
託送Ⅱ種（年間 3 千～10 万 m ³ ）	20.05		
託送Ⅲ種（年間 10 万 m ³ ～50 万 m ³ ）	10.16	12.21	▲2.05
託送Ⅳ種（年間 50 万 m ³ ～100 万 m ³ ）	9.48	10.40	▲0.91
託送Ⅴ種（年間 100 万 m ³ ～）	4.09	4.38	▲0.30
平均単価	22.17	22.71	▲0.54

（注）各区分で四捨五入しています。

※1 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令

※2 現行の託送供給約款の適用対象外であり託送料金が設定されていないため、平成 27 年 1 月料金改定時の小口部門原価より算定した「小口部門託送供給関連原価単価」の値を記載しています。

2. 託送供給約款の概要

（1）託送供給約款の体系

平成 29 年 4 月 1 日からのガス小売全面自由化に伴い、現行の規制部門（主に低圧の家庭用需要）の区分がなくなり、新たな同時同量制度^{※3}等のルールが現行の自由化部門（主に中圧以上の業務用・産業用需要）と区別なく運用されることから、従来の自由化部門を対象とした「託送供給約款（小売託送〈一般〉）」および「託送供給約款（小売託送〈簡易〉）」を統合し、「小売託送供給約款」を設定します。

※3 現行の同時同量制度では、託送供給依頼者はガスの注入量の実績値と払出量の実績値（簡易同時同量の場合は払出量の計画値）を一致させるように求められていますが、新たな同時同量制度では、ガス導管事業者がネットワーク全体の需要カーブに即して指示するガスの注入量の計画値と実績値を一致させることが求められます。

また、当社の導管網でガスを受け入れ、他社の導管網との連結点でガスを払い出す託送供給を行う場合の供給条件として、従来の「託送供給約款（卸託送）」に代えて、「連結託送供給約款」を設定します。なお、連結託送供給に係る費用は、ガス導管事業者間で別途締結する事業者間精算契約に基づき精算します※⁴。

※⁴ 「連結託送供給約款」には託送料金を設定していません。

（２）「小売託送供給約款」および「連結託送供給約款」の概要

「小売託送供給約款」および「連結託送供給約款」は、新たな省令※⁵に基づいて規定しており、その概要は下表のとおりです。

※⁵ 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令

＜託送供給約款の概要＞

	小売託送供給約款	連結託送供給約款
適用範囲	・ 当社の導管網でガスを受け入れ、 需要場所でガスを払い出す場合	・ 当社の導管網でガスを受け入れ、 他社の導管網との連結点でガスを 払い出す場合
託送料金	・ 基本的な体系：三部料金 ※ 小規模需要向け：二部料金	・ 料金表の設定はなし ※ 別途、「事業者間精算料金表」を設定 し、ガス導管事業者間で精算
新たな同時同量 制度の導入	・ 新たな同時同量制度であるロードカーブ方式に基づく小売事業者等の責務を規定（調整指令、振替供給等に係る内容を含む） ・ 「注入計画乖離補償料（ガスの注入計画と注入実績の乖離）」、「過不足ガス精算料（注入実績と払出実績の乖離）」を設定	
保安・工事	・ 技術基準適合維持義務（内管部分） に係る規定を、導管事業者の責務に移管 ※ 規定内容は、現行の一般ガス供給約款 の該当部分と同様	—
その他	・ 供給区域を設定	—

以 上